

富山県情報公開審査会答申概要（答申第36号）

- 件 名 随意契約の方法による契約に関する支出関係書類に係る部分開示決定処分に対する異議申立ての件
- 開示請求年月日 平成18年7月14日
- 実施機関の決定日 平成19年5月22日
- 実施機関（担当課） 税務課
- 決定内容 部分開示決定
- 非開示理由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号（個人情報）
- 異議申立て年月日 平成19年5月24日
- 異議申立ての内容 本件処分を取り消し、非開示部分の開示を求める。
- 諮問年月日 平成19年12月27日
- 答申年月日 平成22年6月29日
- 争点 実施機関が、本件対象公文書を部分開示とした決定の妥当性
- 審査会の判断

<結論>

富山県知事（以下「実施機関」という。）は、異議申立ての対象となった公文書の非開示部分のうち、研修会の講師の氏名に係る部分を開示し、プロフィールに係る部分を非開示とすることが妥当である。

<理由>

本件異議申立ては、本件対象公文書中、実施機関が条例第7条第2号にいう個人に関する情報であるとして非開示とした講師の氏名及びプロフィールの公開を求めているので、これらの情報が条例第7条第2号にいう個人情報に該当するか否かについて検討する。

（1）条例第7条第2号本文該当性

本件処分により非開示とされた研修会の講師の氏名、年齢、生年月日、出身都道府県名、学歴及び職歴については、いずれも条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報に該当すると認められる。

（2）条例第7条第2号ただし書き該当性

異議申立人は、本件異議申立ての理由として、研修会の講師の身分は社団法人の理事であり、当該社団法人や関連団体のホームページに理事名が公開されていると主張しているが、これは、研修会の講師としての氏名ではなく、あくまでも社団法人の理事の氏名が公開されているに過ぎず、このことをもって県が行う特定の研修において講師を務めたことを公にする慣行があるとまでは認められない。

しかしながら、審査会で確認したところ、当該社団法人は、理事の氏名を記載した役員名簿とは別に、事業報告書の中で講師派遣実績を公開している。当該報告書には、講師派遣の日付、名称及びテーマとともに、講師の姓及び役職が記載されており、当該社

団法人のホームページで公開されている。したがって、研修会の講師の氏名については、社団法人により事実上の慣習として公にされている情報であるので、条例第7条第2号ただし書きアに該当すると認められる。

なお、当該社団法人のホームページでは、役員及び講師派遣実績に記載されている講師のプロフィールについては公開されていない。したがって、本件対象公文書において非開示とされた情報のうち、氏名を除く他の情報については条例第7条第2号ただし書きアに該当するとは認められない。

また、同号ただし書きイ又はウに該当しないことは明らかである。

(3) 条例第7条第2号にいう個人情報該当性

以上のことから、本件対象公文書における非開示とされた情報のうち、講師の氏名については条例第7条第2号にいう個人情報に該当するとは認められないので開示することが妥当であり、講師のプロフィールなどのその他の部分については個人情報に該当すると認められるので非開示とすることが妥当である。